

「平泉の文化遺産」活用推進  
第4期アクションプラン  
(令和7年度～令和9年度)

令和7年3月

岩手県世界遺産保存活用推進協議会

## 目 次

### 第1章 第4期アクションプランの基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 実施期間	2
3 事業推進と進行管理	2

### 第2章 国の動向及び県・市町（平泉町・奥州市・一関市）の現状

1 全国的な動向	3
2 岩手県の現状	3
3 市町（平泉町、奥州市、一関市）の現状	4

### 第3章 アクションプランの基本的方向

1 前アクションプランの総括	7
2 アクションプランにおける3つの施策	8

### 第4章 施策の展開

1 魅力ある地域づくり	10
2 文化観光の推進等による誘客拡大と周遊促進	13
3 地域経済の活性化	16

### 参考資料

1 岩手県世界遺産保存活用推進協議会設置要綱	19
2 平泉世界遺産の日条例（制定の趣旨）	25

### 1 策定の趣旨

「平泉の文化遺産」の活用推進は、地域に伝わる文化遺産の重要性を再認識するとともに、地域における観光振興はもとより、本県の交流人口の拡大や地域経済の活性化を進めるうえで、極めて重要な取組です。

以前から、平泉町、奥州市及び一関市は、中尊寺や毛越寺などを中心に、数多くの来訪者がある国内有数の観光地ですが、平成23年6月29日の世界文化遺産登録により、これまで以上に注目が集まり、国内外から多くの観光客が訪れるようになりました。また、県民にとっては、甚大な被害をもたらした東日本大震災津波からの復興の象徴、希望の光です。

また、地域の大切な資源である「平泉の文化遺産」を将来にわたって保存・活用していくためには、その価値を地域の歴史や文化とともに理解し、大切に守り育ててく意識を一層育んでいく必要があります。

岩手県では、県民をはじめ広く国内外の人々の「平泉の文化遺産」の価値に対する理解を深め、適切な保存を行うことにより将来の世代へ伝えていくとともに、「平泉の文化遺産」を活用して本県全体の地域振興を図ることにより持続可能な地域社会の形成に繋げていくため、「平泉世界遺産の日条例」（平成26年3月28日）を制定しました。

「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺産群一」及び関連資産に関する包括的保存管理計画」においては、関連資産を含む「平泉の文化遺産」の一体的な形での保存管理を目指すこととする一方、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備・公開・活用を推進することとしています。また、第35回世界遺産委員会決議における「種々の構成資産の受容力に関する詳細な研究に基づき、来訪者に関する管理戦略を適切に定め、実施すること」との勧告を受け、平成27年3月に来訪者管理戦略を策定し、「平泉の文化遺産」への来訪者を適切に管理・誘導することによる「平泉の文化遺産」の保護とその普遍的価値の十分な伝達に取り組んでいます。

アクションプランでは、「平泉の文化遺産」を構成する平泉町、奥州市及び一関市の地域を中心に、来訪される方々が、この地域の魅力を感じて、繰り返し訪れ、ゆっくり滞在できる地域づくりを行うとともに、国内外への情報発信と受入態勢の整備を促進することにより、地域経済が活性化するために、「平泉の文化遺産」を活用した地域振興策として取り組むべき事項を明らかにしています。

アクションプランは、県・市町・関係団体が協働して策定するものであり、それぞれの立場で、ここに示された取組を進めることにより、この地域の振興が図られるとともに、それが県北や沿岸を含む県内全域にも波及することが期待されます。

## 2 実施期間

アクションプランの実施期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

なお、社会経済情勢の変化に適切に対応していくため、計画の進捗状況を随時点検し、必要に応じて、見直しを行います。

## 3 事業推進と進行管理

アクションプランに掲げる取組の実施に当たっては、関係する国、県、市町やDMO、各観光協会はもとより、地域の関係者の皆さんと強い連携を図りながら、共通認識のもとに一体となって取り組んでいくことが重要です。

このため、アクションプランに掲げる取組事項は、その内容に応じて、2市1町の各地域や広域で、さらに細部の検討や関係者間の調整を図って推進していくこととし、全体の総合調整、進行管理及びプランの見直し等は、岩手県世界遺産保存活用推進協議会連携推進部会(岩手県3つの世界遺産連携会議)が担うこととします。

また、取組事項を円滑に実施に移していくとともに、今後発生する個別具体的な課題に対しても、迅速かつ機動的に対応するため、地域の関係者による各種会議等で、外部有識者や地域の住民団体の方々の助言も得ながら、協議・調整していくこととします。

### 1 全国的な動向

人口減少・少子高齢化が進む我が国において、観光は地域社会における消費の拡大、新たな雇用の創出など幅広い経済効果や交流人口の拡大に大きく貢献し、地域づくりに一層の活力をもたらすことから、その重要性はますます高まっています。

また、人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、国内における観光需要が減少しましたが、令和6年度はコロナ前の状況に戻りつつあり、訪日外国人旅行者（インバウンド）の増加による需要増への期待は大きく、受入態勢の整備などの取組が急がれています。

国においては、観光先進国への新たな国づくりに向けて、平成27年度に「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定するとともに、平成28年度に観光立国推進基本法に基づく「観光立国推進基本計画（令和5年度～令和7年度）」を策定しました。

「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行者数を令和12年には6千万人に、「観光立国推進基本計画」では、国内旅行消費額をコロナ前の令和元年の4.8兆円を超える水準となる5兆円を達成し、訪日外国人旅行者数を令和元年の3,188万人から、令和7年までに令和元年を越えることを目標としています。

### 2 岩手県の現状

岩手県の観光統計によると、岩手県全体の入込客数は、平成23年は東日本大震災津波の影響で2,271万人回でしたが、同年6月の平泉の世界遺産登録、平成24年4月から6月のいわてデスティネーションキャンペーン等により、平成24年は2,770万人回に回復し、平成28年度の希望郷いわて国体・いわて大会の開催や平泉の世界遺産登録5周年等により、平成25年から令和元年までは2,800万人回前後を推移し、令和2年以降の入込み客数は、コロナ禍の影響等により減少、令和5年は2,343万人回となり、前年比では27.8%増、コロナ禍前の令和元年比では19.8%減となっています。

令和5年度に策定された「みちのく岩手観光立県第4期基本計画」（令和6年度～令和10年度）において、観光消費額を令和2年の1142.3億円から令和10年に2256.3億円、宿泊者数を令和2年の431.2万人泊から令和10年に816.0万人泊とすることを目標とし、自然と人、文化と人、人と人をつなぎ、地域社会の好循環を生む観光産業のさらなる発展を目指しています。

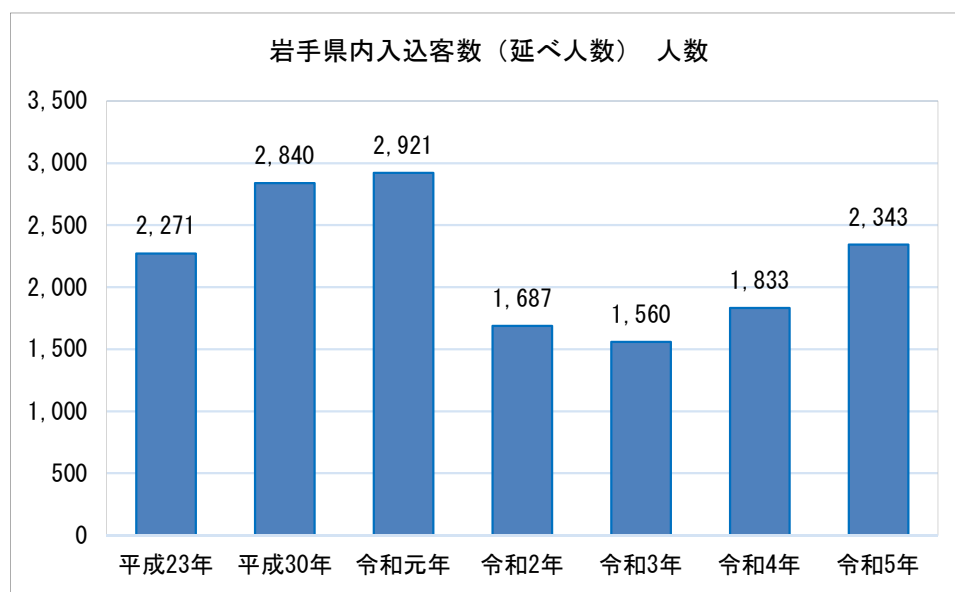
令和6年の中尊寺金色堂建立900年を記念した東京国立博物館での展示を皮切りに、900年事業として様々な催事が開催されています、

令和7年1月に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律「令和2年法律第18号。以下「文化観光推進法」という。」に基づく地域計画として「いわて平泉歴史文化観光地域計画」（いわて県南歴史・文化観光推

進協議会作成)が認定され、関連施設の展示の充実や周遊プログラムの造成などの事業実施により、観光客の増加に向けた取組の充実が期待されます。

令和7年度は、橋野鉄鉱山が世界遺産登録10周年、令和8年度には平泉の世界遺産登録15周年、御所野遺跡の世界遺産登録5周年を迎え、世界遺産を中心とした本県の多彩な観光資源を活用した広域観光周遊の拡大も期待されます。

(単位：万人回)



出典：岩手県観光統計概要

### 3 市町（平泉町、奥州市、一関市）の現状

3市町の年間の入込客数は、平成23年の世界遺産への登録による誘客の効果により、平成24年は640万人回となりました。平成25年から平成29年にかけては効果が薄れてきたこと等により、560万人回前後で推移しましたが、平成30年は632万人回と持ち直しました。

平泉町の入込客数は、平成23年は192万人回、平成24年には世界遺産への登録による誘客の効果が大きく出たことで269万人回に達しました。令和2年から令和4年までの間は、コロナ禍等の影響等により、100万人回以下となりましたが、令和5年は151万人回まで回復しています。

奥州市は、平成23年は122万人回となりましたが、令和2年及び令和3年のコロナ禍は減少し、令和5年は世界遺産登録の年を上回りました。

一関市は、平成23年は217万人回となり、令和2年以降、コロナ禍の影響を受け減少しましたが、令和5年は平成23年に近い人数まで回復しました。

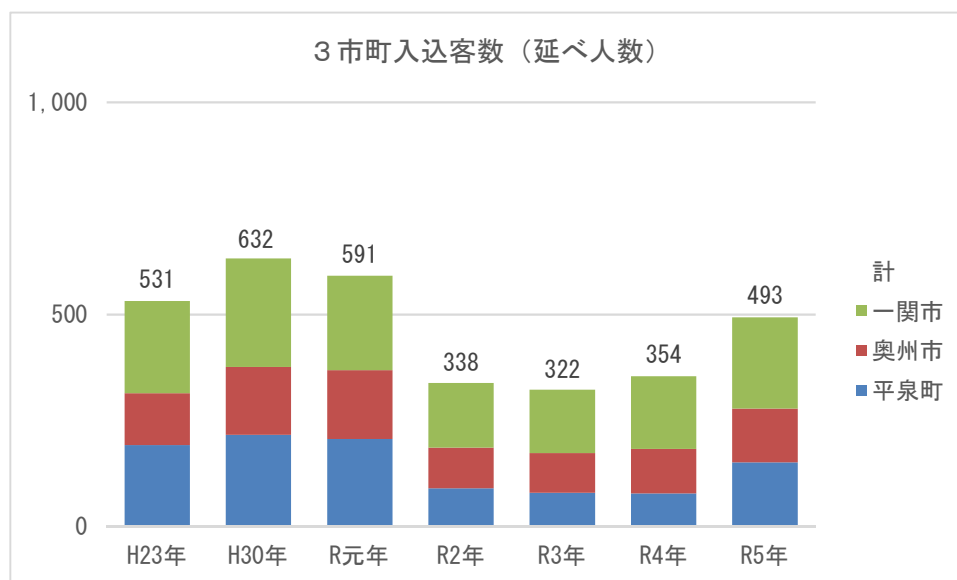
### 3市町の入込客数（延べ人数）

（単位：人回）

項目	H23年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
平泉町	1,918,542	2,162,008	2,064,542	902,638	789,235	976,430	1,514,255
奥州市	1,215,887	1,598,927	1,608,522	961,603	933,072	1,050,443	1,274,153
一関市	2,172,199	2,558,510	2,234,350	1,517,116	1,493,219	1,708,222	2,146,155
計	5,306,628	6,319,445	5,907,414	3,381,357	3,215,526	3,735,095	4,934,563

出典：岩手県観光統計概要

（単位：万人回）

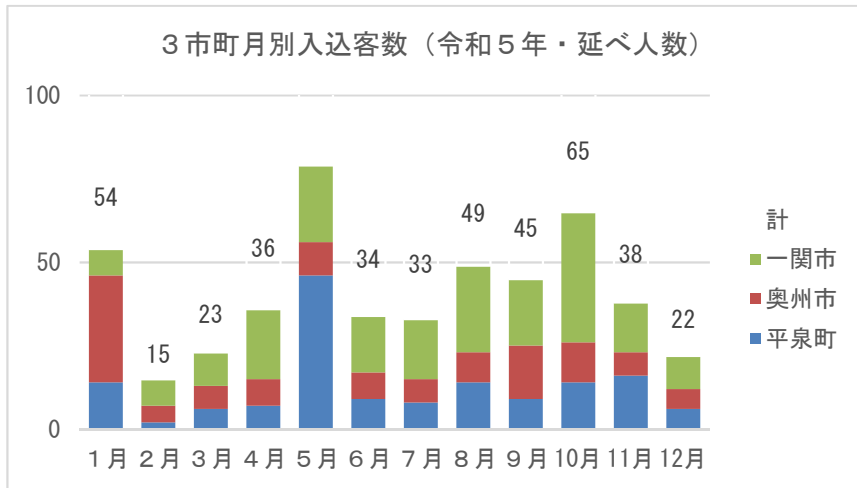


出典：岩手県観光統計概要

#### (1) 3市町月別入込客数

3市町の月別の入込客数をみると、春の藤原まつりが開催される5月の入込客が最も多く、次に紅葉シーズンの10月の入込客が多くなっています。

（単位：万人回）

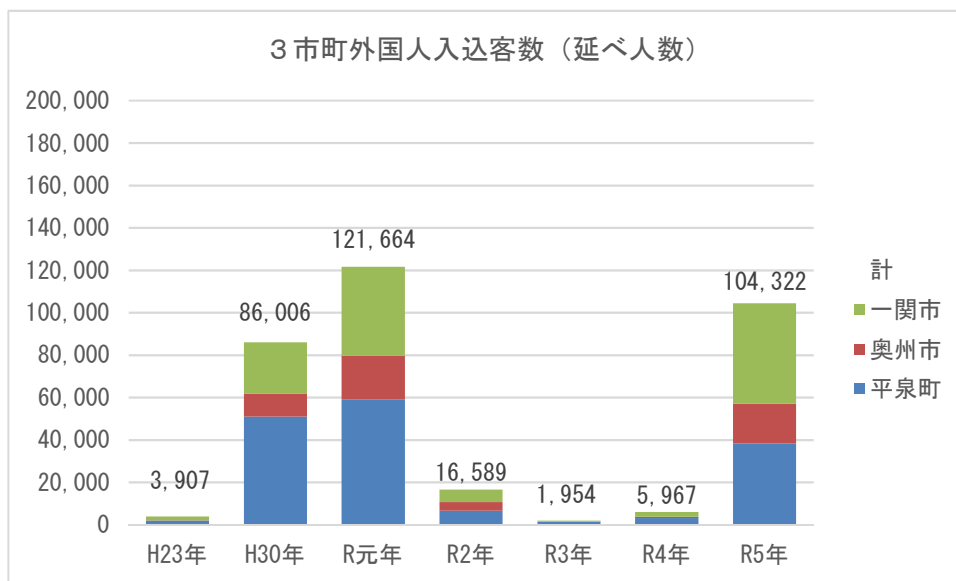


出典：岩手県観光統計概要

## (2) 市町外国人入込客数

3市町への外国人入込客数は、平成23年の3,907人回から令和元年は121,664人回と30倍を超え、コロナ禍を経て、令和5年は104,322人回となり、急速に回復傾向にあります。

(単位：人回)



出典：岩手県観光統計概要

## 第3章 アクションプランの基本的方向

### 1 前アクションプランの総括

前アクションプランは、令和2年度から令和6年度までの5年間を実施期間として策定されました。

前アクションプランでは、市町村や観光事業者等と連携して、魅力ある地域づくり、旅行市場の拡大と平泉からその先への波及促進及び地域経済の活性化の3項目を柱に取り組みました。

「平泉」が世界遺産登録となった平成23年の翌年に平泉町への観光入込客数がピークに達し、その後は200万人回前後で横ばいとなっていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年以降は大幅に減少し、その後復調傾向はあるものの、令和5年はピーク時の6割程度となっています。

一方、国内人口の減少と、海外の経済成長及び為替レート、受入れ側によるビザの免除措置等を要因とする訪日外国人観光客の増加の傾向は、今後も続く見込みであり、それらの環境の変化を的確に捉えて取り組む必要があります。

#### (1) 魅力ある地域づくり

- ・ これまで、「平泉」の世界遺産登録10周年を契機とした観光PRや教育旅行の誘致、観光コンテンツの整備、首都圏や中京圏での誘客などの取組を実施してきました。観光需要は新型コロナウイルス感染症の影響により低迷しましたが、令和4年以降、回復傾向が見られます。

今後とも「平泉世界遺産の日条例」の制定の趣旨を踏まえ、地域の魅力を効果的に発信していく必要があります。

- ・ 観光客の受入態勢の向上等を図るため、観光ガイドや宿泊業者等を対象に、歴史・文化やホスピタリティに関する研修会等を実施してきました。
- ・ 外国人観光客が拡大するとともに観光客のニーズも多様化していることから、それらに対応するため、受入態勢を更に整備・向上させる必要があります。
- ・ 駐車場の不足や繁忙期の渋滞など、交通の利便性の改善等に取り組む必要があります。

#### (2) 旅行市場の拡大と平泉からその先への波及促進

- ・ 「平泉」は、観光地として高い知名度を有していますが、世界遺産及び関連資産において、浄土に関わる資産としての一体的かつ統一的な発信力を強化することが必要です。
- ・ 管内の市町・観光協会・DMOなどが連携して観光コンテンツ造成支援等の取組を実施し、観光素材の掘り起こしなどが進んでいます。

- ・ 一方、DMO、関係事業者や住民と一体となった観光コンテンツの新たな磨き上げ、持続的に旅行商品を販売し続ける体制づくりが課題となっています。
- ・ 教育旅行においては本県のように密が避けられ、自然豊かな地方の良さが見直される動きもあり、東北を中心に本県への方面変更を行う教育機関もありました。
- ・ 世界遺産「平泉」を有し、首都圏・仙台圏からの玄関口である県南圏域ならではの強みを活かし、地域と連携し、旅の個人化、分散化等のトレンドの変化に対応した誘客、教育旅行の誘致を進める必要があります。
- ・ 訪日外国人観光客の拡大傾向を地域に波及させるため、情報発信力と受入態勢の強化に関係機関が連携して取り組む必要があります。

### (3) 地域経済の活性化

令和3年度に開館した岩手県立平泉世界遺産ガイドセンターのゲートウェイ機能の充実を図りながら、来訪者の世界遺産や関連資産、関係施設等への周遊促進により滞在時間の消費行動を拡大させ、地域経済の活性化に向けた取組が必要です。

## 2 アクションプランにおける3つの施策

本アクションプランは、前プランの内容を踏襲するとともに、文化観光推進法に基づく地域計画「いわて平泉歴史文化観光地域計画」の内容及び「ひらいずみ遺産」保存活用推進要綱に基づく「ひらいずみ遺産」の取組を盛り込み、的確に状況の変化等に対応しながら、持続的に地域が振興することを目指すものとします。

### (1) 魅力ある地域づくり

- ・ 「平泉世界遺産の日」を契機として「平泉の文化遺産」の価値や魅力を発信するなどにより、その理解と関心が高まるよう取り組みます。
- ・ 令和8年度は、平泉の世界遺産登録15周年、平泉世界遺産ガイドセンター開館5周年を迎えることから、ガイドセンターをはじめ関連施設の活用を含め、情報発信の強化を図ります。
- ・ 「平泉の文化遺産」をはじめ、県南圏域ならではの観光資源の磨き上げ、食と観光の連携や体験メニューの提供等を通じて、圏域全体の魅力を高めます。
- ・ 「ひらいずみ遺産」の一体的な活用及び発信に取り組み、歴史的価値の高い重要な遺産として理解促進を図ります。

### (2) 文化観光の推進等による誘客拡大と周遊促進

- ・ 文化観光推進法に基づく「いわて平泉歴史文化観光地域計画」に基づき、中尊寺、毛越寺、平泉文化遺産センター、一関市博物館、骨寺村荘園交流館及び平泉世界遺産ガイドセンターを拠点として、平泉の文化遺産の魅力を分か

りやすく伝える展示や、周遊コンテンツの造成、インバウンド受け入れ環境の整備に取り組みます。

- ・ 岩手県立平泉世界遺産ガイドセンターをゲートウェイとして、世界遺産「平泉」の普遍的な価値と知名度を生かしながら、関連遺産や他の世界遺産、三陸の多彩な観光資源など広域での周遊を意識した誘客を促進します。
- ・ 外国人観光客に対応するため、セミナーの開催や専門家の派遣等を通じて観光事業者の受け入れ体制の整備を支援します。
- ・ 「ひらいずみ遺産」の現地、関係施設における展示物について、外国語による世界遺産の価値の説明が不足しており、インバウンドの受入環境を整備します。
- ・ 「平泉の文化遺産」や、沿岸地域との結節点に位置するという地理的条件を生かし、北海道や関東などから、教育旅行の受け入れをすすめます。また、農林水産分野や伝統工芸など圏域ならではのコンテンツに加え、SDGsなど新たなニーズへの対応も行いながら、若い世代の学びを支援し、将来のリピーター獲得につなげていきます。

### (3) 地域経済の活性化

県南圏域を訪れる観光客の興味関心や旅の過ごし方、満足度などの観光マーケティングを活用するなど観光DXの推進により、県関係機関や市町と連携した情報発信や観光コンテンツの造成を行い、旅行消費額の拡大や管内への経済効果の波及に向けた取組を効果的に推進します。

## 第4章 施策の展開

### 1 魅力ある地域づくり

#### 〔基本的方向〕

- ① 「平泉世界遺産の日」を契機として「平泉の文化遺産」の価値や魅力を発信するなどにより、その理解と関心が高まるよう取り組みます。
- ② 令和8年度は、平泉の世界遺産登録15周年、平泉世界遺産ガイダンスセンター開館5周年を迎えることから、センターをはじめ関連施設の活用を含め、情報発信の強化を図ります。
- ③ 「平泉の文化遺産」をはじめ、県南圏域ならではの観光資源の磨き上げ、食と観光の連携や体験メニューの提供等を通じて、圏域全体の魅力を高めます。
- ④ 「ひらいずみ遺産」の一体的な活用及び発信に取り組み、歴史的価値の高い重要な遺産として理解促進を図ります。

#### 〔施策の内容〕

方向性	内 容
「平泉の文化遺産」の価値の理解促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「平泉世界遺産の日」を中心とした期間の催事開催や各種媒体を活用した情報発信等により「平泉の文化遺産」の価値と地域の魅力の理解促進に努めます。</li> <li>② 「平泉の文化遺産」エリアでの受入態勢、おもてなし意識の向上を図るため、地域住民や観光事業者を対象とした研修等の受講機会の確保に努めます。</li> <li>③ 郷土の歴史・文化を守り育て、世界遺産に関する知識を深めることが重要であることから、幼児期から学校教育の場等を活用し「平泉の文化遺産」の理解を促進します。</li> <li>④ 各エリアで活動する観光案内ガイドを確保するため、ガイドの養成に取り組みます。</li> <li>⑤ 「ひらいずみ遺産」の一体的な取組を推進し、理解促進を図ります。</li> </ol>
施設の整備、活用等	<ol style="list-style-type: none"> <li>⑥ 平泉世界遺産ガイダンスセンターと隣接する「道の駅平泉」との連携の下、「平泉の文化遺産」の普遍的な価値の発信に努めます。</li> <li>⑦ 無量光院跡の復元整備等を進め、「平泉の文化遺産」の理解を促進します。</li> </ol>
地域資源等の発掘、活用	<ol style="list-style-type: none"> <li>⑧ 地域資源に関する情報を収集し、これらをより効果的に活用するための取組を行います。 魅力ある旅行商品の造成に向けて新たな切り口からの活用の検討を進めます。</li> <li>⑨ 体験・参加型メニューの充実等により、滞在型観光の促進やリピーターの確保、教育旅行の誘致を進めます。</li> </ol>

方向性	内 容
ユニバーサルデザインの推進	⑩ 外国人観光客が安心して快適に旅行ができるよう、案内板の多言語表示や外国語対応ガイドの配置など、受入態勢の整備を推進します。 ⑪ 障がい者や高齢者、車椅子利用者等の多様なニーズを把握しながら課題を整理し共有するとともに、障がい者等へのバリアフリー観光に係る情報提供の充実を図ります。
交通環境等の整備	⑫ 町内中心部の渋滞解消に向け、パークアンドライドも視野に入れ検討します。 ⑬ バスやタクシー等の二次交通について、関係機関と連携しながら、運行支援に努めます。
観光客の安全確保	⑭ 観光客や地域住民の安全を確保するため、一関遊水地事業等の取組を推進します。

### 〔実施事業〕

方向性	事業の概要	実施主体	実施期間		
			R7	R8	R9
「平泉の文化遺産」の価値の理解促進	催事の開催による魅力の発信	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	観光事業者等を対象とした研修会等の開催	岩手県、平泉町、一関市、			→
	児童、生徒等を対象とした「平泉の文化遺産」の価値や歴史文化等の普及啓発	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	ガイド等のスキル向上に向けた研修会の開催	平泉町、奥州市、一関市			→
	白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡の各エリアの普及啓発	岩手県、奥州市、一関市			→
	観光ガイドタクシー乗務員の育成	平泉町、奥州市、一関市			→
	パンフレット、キャラクターを活用した理解促進ツールの作成	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
施設の整備、活用等	平泉世界遺産ガイドダンスセンターの運営、活用	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	道の駅平泉を活用した情報発信	平泉町			→
	無量光院跡の復元整備及び活用	平泉町			→

方向性	事業の概要	実施主体	実施期間		
			R7	R8	R9
地域資源等の発掘、活用	地域資源等に関する情報収集及び観光への活用	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	教育旅行誘致に向けた体験メニューの整備及び地域との連携	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	「平泉の世界遺産」及び関連資産を活用した観光ルートの構築	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	地域の特色を活かした講座や探訪ツアーの開催	平泉町、奥州市、一関市			→
ユニバーサルデザインの推進	外国人旅行者に対応した観光案内板等の整備	岩手県			→
	観光案内所への外国語対応ガイドの配置	平泉町、一関市			→
	ホームページを活用したバリアフリー観光の情報提供	県観光協会			→
交通環境等の整備	二次交通体制の整備	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	いわて花巻空港からのアクセス改善	岩手県空港利用促進協議会			→
	スマートインターチェンジ及び周辺駐車場の活用	平泉町			→
観光客の安全確保	一関遊水地事業の実施（観光客等の安全性の向上）	岩手河川国道事務所			→
	外国人観光客の安全確保	岩手県			→

## 2 文化観光の推進等による誘客拡大と周遊促進

### 〔基本的方向〕

- ① 文化観光推進法に基づく「いわて平泉歴史文化観光地域計画」について、中尊寺、毛越寺、平泉文化遺産センター、一関市博物館、骨寺村荘園交流館及び平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点として、平泉の文化遺産の魅力を分かりやすく伝える展示や、周遊コンテンツの造成、インバウンド受け入れ環境の整備に取り組みます。
- ② 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターをゲートウェイとして、世界遺産「平泉」の普遍的な価値と知名度を生かしながら、関連遺産や他の世界遺産、三陸の多彩な観光資源など広域での周遊を意識した誘客を促進します。
- ③ 外国人観光客に対応するため、セミナーの開催や専門家の派遣等を通じて観光事業者の受け入れ体制の整備を支援します。
- ④ 世界遺産や、関連資産の現地、関係施設における展示物について、外国語による世界遺産の価値の説明が不足しており、インバウンドの受入環境を整備します。
- ⑤ 平泉の文化遺産や沿岸地域との結節点に位置するという地理的条件を生かし、北海道や関東などから、教育旅行の受け入れをすすめます。また、農林水産分野や伝統工芸など圏域ならではのコンテンツに加え、SDGs など新たなニーズへの対応も行いながら、若い世代の学びを支援し、将来のリピーター獲得につなげていきます。

### 〔施策の内容〕

方向性	内 容
効果的な情報発信	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 東北デスティネーションキャンペーン等、観光事業者とタイアップしたキャンペーンの展開や広域観光組織と連携したプロモーションを実施します。</li> <li>② 本県の多様な観光資源や他の世界遺産も活用し、誘客及び県内で周遊の促進につなげます。</li> <li>③ 各自治体のマスコットキャラクターやパンフレット等のPRツールを活用し、効果的な情報発信に努めます。</li> <li>④ スマートフォン向けアプリやSNS等、様々なICTツールを活用し、効果的な情報発信につなげます。</li> <li>⑤ 県外アンテナショップを活用し、観光と特産品を組み合わせる効果的な情報発信を行います。</li> </ol>
ターゲットを絞った誘客	<ol style="list-style-type: none"> <li>⑥ いわて花巻空港や近県空港等の高速交通網を活用した旅行商品の造成を促進します。</li> </ol>

方向性	内 容
インバウンドの推進	⑦ 訪日外国人観光客の増加を踏まえ、様々な情報発信の取組を行います。 ⑧ アジアを中心に国別の市場に合わせ、食や体験等も含めた効果的な情報発信を行います。 ⑨ 宿泊、観光事業者を対象とした施設・設備の整備支援や研修の実施や各種コミュニケーションツールの作成・活用等、外国人観光客の利便性を高める受入体制整備の取組を行います。
観光ルートの提案	⑩ 観光客のニーズに沿った観光ルートを設定し、提案することで、旅行商品の造成及び県北・沿岸含めた県内周遊を促進します。

〔実施事業〕

方向性	事業の概要	実施主体	実施期間		
			R7	R8	R9
「平泉の文化遺産」の価値の理解促進	デスティネーションキャンペーン等の旅行会社や交通事業者等とのタイアップによる観光キャンペーンの実施	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	東北観光推進機構や北東北三県観光立県推進協議会など広域観光推進組織と連携したプロモーションの実施	岩手県、県観光協会			→
	商談会の開催等による旅行会社と観光事業者とのマッチング	岩手県			→
	首都圏アンテナショップ等を活用した情報発信	岩手県			→
	道の駅や観光施設、JR駅等を活用した情報発信	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	世界遺産平泉PRキャラクター「ケロ <sup>ひら</sup> 平」等を活用したプロモーションの実施	岩手県			→
	教育旅行誘致に向けたプロモーション活動	岩手県、県観光協会、平泉町、奥州市、一関市			→
	パンフレット等情報発信ツールの作成	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	ホームページ等を活用した情報発信	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	スマートフォン等を活用した情報発信	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	Xやフェイスブック等、SNSを活用した情報発信	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
ターゲットを絞った誘客	いわて花巻空港を利用した旅行商品の造成支援	岩手県空港利用促進協議会			→

方向性	事業の概要	実施主体	実施期間		
			R7	R8	R9
インバウンドの推進	海外の旅行会社、メディア、ブロガーの招聘	岩手県			→
	海外で開催される国際旅行博等でのプロモーション	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	首都圏のアンテナショップ、民泊施設等を活用した情報発信	岩手県			→
	現地コーディネーターを活用した台湾での活動	岩手県空港利用促進協議会			→
	パンフレットやホームページ、案内板及び展示解説等の多言語化	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	外国人観光客の受入に向けた研修会等の開催	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	案内所における外国人観光客の受入態勢の整備	平泉町、奥州市、一関市			→
観光客の安全確保	広域観光推進組織と連携した旅行会社の招聘及び観光ルートの提案	岩手県			→
観光ルートの提案	市町村連携、県際連携等による旅行会社の招聘及び観光ルートの提案	岩手県、県観光協会、平泉町、奥州市、一関市			→
	散策ルートの設定、整備（「平泉の文化遺産」及び関連資産）	平泉町、奥州市、一関市			→
	来訪者意向調査等によるマーケティング調査	一関市			→

### 3 地域経済の活性化

#### 〔基本的方向〕

県南圏域を訪れる観光客の興味関心や旅の過ごし方、満足度などの観光マーケティングを活用するなど観光DXの推進により、県関係機関や市町と連携した情報発信や観光コンテンツの造成を行い、旅行消費額の拡大や管内への経済効果の波及に向けた取組を効果的に推進します。

#### 〔施策の内容〕

方向性	内 容
まちなか観光等による消費の拡大	① 県内外での催事や各種媒体等を通じて食、伝統工芸、文化・芸術等の地域の魅力を積極的に発信し誘客・滞在を促進します。 ② 体験・参加型メニューの充実や多様な観光コンテンツの組み合わせにより宿泊・滞在を促進し、消費の拡大につなげていきます。 ③ 農林事業者や交通事業者等の多様な事業者や団体と連携し、スポーツや文化の体験などの観光客の多様なニーズに対応した旅行商品の造成を促進します。 ④ 中尊寺通りや道の駅、インターチェンジの整備を契機とした、回遊を楽しめるまち歩き観光を推進します。
魅力的な食のコンテンツや特産品の開発	⑤ 地域に伝わる食文化の継承を図るとともに、農業や食品製造業と連携した、地域食材等を活用した魅力的な食のコンテンツや特産品等の開発を促進します。
食や伝統工芸品等の販売力強化	⑥ 食や伝統工芸事業者等と連携し、魅力あるイベント等を通じてその魅力を効果的に発信し、知名度の向上を図ることにより販売促進につなげていきます。

#### 〔実施事業〕

方向性	事業の概要	実施主体	実施期間		
			R7	R8	R9
まちなか観光等による消費の拡大	地域の魅力の発信による誘客・滞在の促進	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	農林事業者や交通事業者等の地域の多様な事業者との連携による周遊・滞在の促進	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	スマートインターチェンジ及び周辺駐車場の活用	平泉町			
	まち歩き観光の推進	平泉町			→

方向性	事業の概要	実施主体	実施期間		
			R7	R8	R9
魅力的な食のコンテンツや特産品の開発	地域の食材を活用した特産品の開発や販売促進	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
食や伝統工芸品等の販売力の強化	首都圏のアンテナショップやレストランを活用した食や伝統工芸の魅力発信	岩手県			→
	特色ある地域食材を活用したイベントの開催	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→
	伝統工芸の見学・体験イベント開催による魅力発信	岩手県、平泉町、奥州市、一関市			→

# 参 考 資 料

- 1 岩手県世界遺産保存活用推進協議会設置要綱
- 2 平泉世界遺産の日条例（制定の趣旨）

## 岩手県世界遺産保存活用推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 世界遺産に係る「平泉の文化遺産」(以下「平泉」という。)、岩手県内の「明治日本の産業革命遺産」(以下「明治日本」という。))及び岩手県内の「北海道・北東北の縄文遺跡群」(以下「縄文」という。))の保存及び活用を推進するため、岩手県世界遺産保存活用推進協議会(以下「協議会」という。))を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は「平泉」「明治日本」及び「縄文」の世界遺産に関する次の事項を協議する。

- (1) 「平泉」「明治日本」及び「縄文」の世界遺産の保存並びに活用に関する総合調整に関すること。
- (2) 「平泉」「明治日本」及び「縄文」の世界遺産に関する関連施策の検討及び連絡調整に関すること。
- (3) その他「平泉」「明治日本」及び「縄文」の世界遺産の保存並びに活用の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は岩手県知事を、副会長は文化スポーツ部長及び岩手県教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要に応じ関係委員による会議を招集することができる。
- 3 協議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会長は、やむを得ない事情により招集して会議を開催できないときは、書面による会議に代えることができる。

### (部会)

第5条 協議会における特定事案について検討するため、協議会に部会を置く。

- 2 協議会には次の各号に掲げる部会を置き、それぞれの部会に係る事項を協議する。
  - (1) 平泉保存検討部会
    - ア 資産の保存管理に関すること。
    - イ 行動計画の策定に関すること。
    - ウ 資産周辺の景観の維持に関すること。
    - エ 資産及びその周辺における開発事業の調整に関すること。

- オ その他資産の保存に関する事。
- (2) 縄文保存検討部会
  - ア 資産の保存管理に関する事。
  - イ 行動計画の策定に関する事。
  - ウ 資産周辺の景観の維持に関する事。
  - エ 資産及びその周辺における開発事業の調整に関する事。
  - オ その他資産の保存に関する事。
- (3) 連携推進部会（岩手県3つの世界遺産連携会議）
  - ア 「平泉」「明治日本」及び「縄文」の連携に関する事。
  - イ 資産を活用した観光振興に関する事。
  - ウ 資産を活かしたまちづくりの推進に関する事。
  - エ 行動計画の策定に関する事。
  - オ 人材育成の推進に関する事。
  - カ 便益施設整備の調整に関する事。
  - キ その他資産を活用した諸事案に関する事。
- 3 前項に定めるもののほか、会長は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 4 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 5 平泉保存検討部会長及び縄文保存検討部会長は岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長を、連携推進部会長は岩手県文化スポーツ部長をもって充てる。
- 6 平泉保存検討部会副部会長及び縄文保存活用検討部会副部会長は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長を、連携推進部会副部会長は岩手県南広域振興局副局長をもって充てる。
- 7 平泉保存検討部会、縄文保存検討部会及び連携推進部会の部会員は、別表2に掲げる課公所の担当職員をもって充てる。
- 8 部会は、会長又は部会長が必要に応じ招集し、主宰する。
- 9 部会長がやむを得ない事情により部会に出席できないときは、副部会長が代理することができる。
- 10 部会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を処理するため、岩手県文化スポーツ部文化振興課に事務局を置く。

2 部会の庶務を処理するため、岩手県文化スポーツ部文化振興課に事務局を置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月16日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

会 長	岩手県知事
副 会 長	岩手県文化スポーツ部長
”	岩手県教育委員会教育長
委 員	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長
”	一関市長
”	釜石市長
”	奥州市長
”	平泉町長
”	一戸町長
”	岩手県商工会議所連合会専務理事
”	公益財団法人岩手県観光協会専務理事
”	岩手県商工労働観光部長
”	岩手県農林水産部長
”	岩手県県土整備部長
”	岩手県県南広域振興局長
”	岩手県沿岸広域振興局長
”	岩手県県北広域振興局長

別表2（第5条関係）

1 平泉保存検討部会

部会長	岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長
副部会長	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長
部会員	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所工務第一課
〃	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第二課
〃	一関市教育委員会教育部文化財課
〃	一関市教育委員会教育部骨寺荘園室
〃	一関市建設部都市整備課
〃	奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室
〃	奥州市都市整備部都市計画課
〃	平泉町世界遺産推進室
〃	平泉町建設水道課
〃	岩手県農林水産部農業振興課
〃	岩手県農林水産部農村計画課
〃	岩手県農林水産部森林保全課
〃	岩手県県土整備部道路建設課
〃	岩手県県土整備部道路環境課
〃	岩手県県土整備部河川課
〃	岩手県県土整備部都市計画課
〃	岩手県県南広域振興局経営企画部
〃	岩手県県南広域振興局農政部農村整備室
〃	岩手県県南広域振興局土木部
〃	岩手県県南広域振興局農政部一関農村整備センター
〃	岩手県県南広域振興局土木部一関土木センター

2 縄文保存検討部会

部会長	岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長
副部会長	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長
部会員	一戸町産業部商工観光課
〃	一戸町建設部地域整備課
〃	一戸町教育委員会世界遺産課
〃	岩手県農林水産部農業振興課
〃	岩手県農林水産部森林保全課
〃	岩手県県土整備部都市計画課
〃	岩手県県北広域振興局保健福祉環境部
〃	岩手県県北広域振興局農政部
〃	岩手県県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室
〃	岩手県県北広域振興局土木部二戸土木センター

### 3 連携推進部会（岩手県3つの世界遺産連携会議）

会 長	岩手県文化スポーツ部長
副 会 長	岩手県県南広域振興局副局長
委 員	一関市
〃	釜石市
〃	奥州市
〃	平泉町
〃	一戸町
〃	岩手県商工会議所連合会
〃	岩手県商工会連合会
〃	公益財団法人岩手県観光協会
〃	岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室
〃	岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室
〃	岩手県沿岸広域振興局
〃	岩手県県北広域振興局
〃	岩手県教育委員会生涯学習文化財課

## 2 平泉世界遺産の日条例（平成26年3月28日岩手県条例第17号）

（目的）

第1条 この条例は、平成23年6月29日に世界遺産一覧表（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表をいう。）に記載された平泉の文化遺産（以下「平泉世界遺産」という。）について、県民をはじめ広く国内外の人々の理解を深め、適切な保存を行うことにより将来の世代に継承していくとともに、平泉世界遺産を活用した地域の振興を図るため、平泉世界遺産の日を設け、もって人と人、人と自然が共生する持続可能な地域社会の形成に資することを目的とする。

（平泉世界遺産の日）

第2条 平泉世界遺産の日は、6月29日とする。

（県の責務）

第3条 県は、この条例の目的を実現するため、市町村その他の団体と連携を図りつつ、平泉世界遺産に関する普及啓発、適切な保存及び地域の振興のための取組を推進するものとする。

（県民の自発的な取組の促進）

第4条 県は、平泉世界遺産の日を契機とする県民の自発的な取組の促進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 制定の趣旨

世界遺産に登録された平泉の文化遺産は、本県のかげがえのない貴重な財産であることから、その価値を県民をはじめ広く国内外の人々に理解していただくとともに、適切な保存により、確実に将来の世代へ伝えていくことが重要です。

さらに、平泉世界遺産を活用した国内外への情報発信、地域の人材育成、観光振興等の様々な取組に波及させることで、本県全体の地域振興に大いに寄与すると考えています。

このためには、県、市町村、関係団体等の関係者が互いに連携しながら事業を展開するとともに、県民一人ひとりが主体的に行動し、取組に参画することが極めて重要です。

このような取組を永続的に展開するため、県の条例により、世界遺産一覧表に記載された6月29日を「平泉世界遺産の日」としたものです。